

令 4 山 監 査 第 9 8 号
令和 5 年（2023 年）2 月 7 日

外565名 様

山口県監査委員 小 田 正 幸

同 河 村 邦 彦

山口県職員措置請求について（通知）

令和 5 年 1 月 11 日に請求のあった住民監査請求については、次のとおり却下します。

記

1 請求の要旨

令和 4 年 9 月 27 日に実施された故安倍元首相の国葬は違憲かつ違法な行為であるから、知事及び県議会議長が当該国葬に参列したことも違憲かつ違法な行為であり、県はこれに伴う公費の支出により損害を被ったため、知事等にこれを返還させるよう求める。

2 監査委員について

県議会議員のうちから選任された監査委員である上岡康彦委員及び平岡望委員からは、県議会議員の立場を考慮し、本件監査を辞退する旨の申し出があったことから、この両名は当該監査請求に係る審議には加わらなかった。

3 請求についての適格性（要件審査）について

請求人は、国葬の実施が違憲・違法な行為であるから、知事等が国葬に出席するための旅費を県が支出したことも違憲・違法であると主張するが、国葬は国が主催し、内閣総理大臣が葬儀委員長を務め、国費で支弁することが閣議決定された国の事業であることから、国葬の内容やその是非については主催者である国の問題であって、国の招待に応じて国葬に参列した者にまで何らかの法的責任が及ぶとはいえない。

そもそも、あらゆる行政の行為は結果として公費の支出を伴うものであり、公費支出の原因となった行為のすべてを住民監査請求の対象とすることが広く認められるとすれば、広範囲かつ多岐に及ぶ行政一般を争うこととなり、財務会計上の行為に限定している住民監査請求制度の趣旨を逸脱するとされている。

そして、国葬の開催経費を支出することと、国葬に参列するために公費を支出することは、全く別個の財務会計上の行為であり、予算執行の主体も異なる別次元の問題である。

結局、請求人の主張は、公費支出の違法性を問題にしているものではなく、「国葬への参列」という公務遂行上の判断そのものの是非を問うものであり、出張旅費の支出が旅費規程等に違反するなどの違法・不当については摘示していない。

このように、国葬に関する違法性の主張をもって県の公費支出が違法であると主張することは失当であり、住民監査請求についての適格性（審査要件）のすべてを満たしてはいないと解する。

4 結論

以上のとおり、本件措置請求については、違法又は不当な財務会計上の行為があるとは認められないことから、請求の適格性を満たさないものと判断し、その余の事項については審査を行わず、その請求を却下する。

なお、本件措置請求の請求人は 566 名であるが、このうち、重複している者と県内居住要件に適合することを確認できなかった者が計 14 名あったので、申し添える。

5 意見

本件措置請求については、前述のとおり請求の適格性を欠くため却下したところであるが、請求書で主張されている請求人の法解釈等に関して、次のとおり意見を述べる。

(1) 公費支出の違法性について

請求人は、国葬参列に係る公費支出の違法性を主張しているが、国葬その他の行事への出席等については、その必要性、相当性等について知事等の裁量による判断が可能であり、国葬への参列についても、知事等の判断が著しく合理性を欠き、裁量を著しく逸脱又は濫用したものであるとは認められない。

そもそも、旅費の計算誤り等ではなく、旅費を支出したこと自体が違法であるとするれば、それは、当該旅行の目的が公務ではなく私的な旅行であるとか、又は旅行その

ものが架空であったということになるが、国が主催する公式行事に知事等が出席することが公務に該当することは当然であるから、その余の主張について検討するまでもなく、請求人の主張には理由がない。

(2) 弔意の強制の有無について

請求人は、知事等が国葬に参列したことが県民に対する弔意の強制に当たると主張するが、当該国葬の実施が国民に対する弔意の強制に当たると主張する特別抗告について、令和4年9月22日に最高裁判所が棄却していることから、知事等が国葬に参列したことについても、弔意の強制には当たらないといえる。

また、請求人は、県教育長が県立学校長に半旗掲揚の職務命令を行ったことが憲法違反である旨主張するが、これは財務会計上の違法・不当に関する主張ではないので、住民監査請求の対象とはならない。

(3) 個別外部監査契約に基づく監査を求める理由について

請求人は、監査は委員の合議で行われるものであり、県監査委員には不適格な人物がいて4名全員の合議ができないとして、個別外部監査契約により、憲法学者を含む外部監査人を4名選任して監査を行うよう主張する。

この点について、法令上、監査委員は個々に独立して独任制により職務を行うものであり、監査意見をまとめる際は在任する監査委員の合議によるが、監査の対象機関と利益相反関係にあるなどの理由により一部の委員が監査を担当できない場合であっても、残りの委員により、少なくとも1名の委員がいれば監査を行うものとされている（行政実例 昭和48年4月13日）。

また、請求人は、高度な憲法判断を行うために憲法学者を含む外部監査人を選任するよう主張するが、そもそも住民監査請求制度は、財務会計上の違法・不当について監査するものであって、事業一般の違法性を争うためのものではないことから、本件措置請求が個別外部監査契約に基づく監査を必要とする事案であるとは認められない。